

安全衛生教育促進運動

実施期間 2017年12月1日～2018年4月30日

主唱：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省、協賛：労働災害防止団体等

平成29年度安全衛生教育促進運動実施要領 [実施要領](#) (PDF 201KB) [リーフレット](#) (PDF 1,567KB)

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、特に法定事項の実施を促進するため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、実施している運動である。

わが国の労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により長期的に減少し、平成28年は死亡者数が過去最少となったが、製造業における死亡者数は前年を大幅に上回り、第三次産業や中小企業における死傷者数の増加に歯止めがかからないなど、依然として予断を許さない状況にある。また、労働者の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処する必要性や、化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性が高まるなど、昨今の労働安全衛生を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が対処すべき課題は山積している。

こうした中、平成28年10月に、第三次産業や製造業における災害増加、メンタルヘルス対策や化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえた安全衛生教育推進要綱の改正が行われ、安全衛生教育・研修の対象者に安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などが追加されたほか、安全衛生教育・研修の種類の充実等が図られた。

各事業場においては、引き続き安全衛生活動に適時・適切に取り組むためには、安全衛生教育・研修について、新たな安全衛生教育等推進要綱を踏まえ、その実施体制・内容を一層充実させるとともに、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、教育・研修の対象者が増える年度初めに向けて計画的に準備を進め、着実に実施することが必要である。

これらの状況を踏まえ、本年度の安全衛生教育促進運動は、

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成29年12月1日から平成30年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会

7 実施者

各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じた広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示
- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- (2) 安全衛生教育に関する事業場への支援・協力
- (3) その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育

- 工 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
- オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
- カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
- キ 危険有害業務従事者への教育、安全衛生業務従事者への能力向上教育
- ク 健康の保持増進を図るための健康教育
- ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者への教育
 - イ 化学物質管理者教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
 - オ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
 - カ 管理職に対する安全衛生教育
- (6) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- (7) 資格又は特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格又は特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用